



# 金 沢 市 公 報

号外第5号

令和元年(2019年)6月28日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 条 例		
○町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例 (市民協働推進課)	1	○金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部を改正する条例 ( " ) 11
○金沢市行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例 (文書法制課)	1	○金沢市手数料条例の一部を改正する条例 (財 政 課) 11
○金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例 (人 事 課)	2	○金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (子育て支援課) 11
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ( " )	2	○金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (保育幼稚園課) 12
○金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例 (税 務 課)	2	○金沢市火災予防条例の一部を改正する条例 (予 防 課) 13

## 条 例

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第1号

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和43年条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「金石味噌屋町」の次に「、金石新町、金石今町、金石海禅寺町」を加える。

(金沢市消防団条例の一部改正)

第2条 金沢市消防団条例(平成3年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「金石味噌屋町」を「金石味噌屋町 金石新町 金石今町 金石海禅寺町」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第2号

金沢市行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例

金沢市行政不服審査関係手数料条例（平成28年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

---

金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第3号

金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第12号中「12,600円」を「12,800円」に改め、同項第13号中「11,100円」を「11,300円」に改め、同項第14号中「10,600円」を「10,800円」に改め、同項第15号中「10,700円」を「10,900円」に改め、同項第16号中「9,500円」を「9,600円」に改め、同項第17号中「8,800円」を「8,900円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

---

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第4号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。  
第29条第2項第4号中「3,600円」を「2,700円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

---

金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第5号

## 金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(金沢市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 金沢市税賦課徴収条例(昭和25年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第30条の7第1項中「においては」を「には」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第6条の2の2第1項中「平成43年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に、「附則第5条の4の2第6項(同条第9項)」を「附則第5条の4の2第5項(同条第7項)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第6条の3中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第8条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第8条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第9条の2第4項中「附則第15条第32項第1号」を「附則第15条第33項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第32項第2号」を「附則第15条第33項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第3号」を「附則第15条第33項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第8項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第9項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第11項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第9条の3第5項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第6項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第7項第5号及び第9項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第10項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第19条中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで、第48項若しくは第50項」に改める。

附則第19条の3の2第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号」を「附則第30条第2項第1号」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、

「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号イ	3,900円	1,000円
第2号ウ	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第19条の3の2第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号イ	3,900円	2,000円
第2号ウ	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第19条の3の2第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号イ	3,900円	3,000円
第2号ウ	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第19条の3の2第7項を同条第4項とする。

附則第19条の3の3第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

第2条 金沢市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第32条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第32条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第32条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条

第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第32条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第32条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第6項」を「同条第7項」に、「第7項」を「第8項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第19条の3の7に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第68条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	1,000円
第2号ウ(ア) a	6,900円	1,800円
第2号ウ(ア) b	10,800円	2,700円
第2号ウ(イ) a	3,800円	1,000円
第2号ウ(イ) b	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第68条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	2,000円
第2号ウ(ア) a	6,900円	3,500円
第2号ウ(ア) b	10,800円	5,400円
第2号ウ(イ) a	3,800円	1,900円
第2号ウ(イ) b	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上の

もの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第68条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	3,000円
第2号ウ(ア) a	6,900円	5,200円
第2号ウ(ア) b	10,800円	8,100円
第2号ウ(イ) a	3,800円	2,900円
第2号ウ(イ) b	5,000円	3,800円

附則第19条の3の7を附則第19条の3の8とし、同条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第19条の3の9 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第69条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第71条及び第72条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第19条の3の6に次の1項を加える。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第66条の5第2号及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第19条の3の6を附則第19条の3の7とし、附則第19条の3の3から第19条の3の5までを1条ずつ繰り下げる。

附則第19条の3の2に次の3項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判

断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第19条の3の5の規定により読み替えられた第66条の7第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第19条の3の2を附則第19条の3の3とし、附則第19条の3の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第19条の3の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第19条の3の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第66条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

第3条 金沢市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第19条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第19条の3の8に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第68条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第19条の3の9第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

（金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、金沢市税賦課徴収条例附則第19条の3の2第1項の改正規定中「、  
「(以下この条において「初回車両番号指定」という。)」を削り」を削り、同条例附  
則第19条の3の次に5条を加える改正規定(同条例附則第19条の3の6第2項に係る部  
分に限る。)中「については」の次に「、当分の間」を加える。

第5条 金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第41号)の一部を  
次のように改正する。

第1条のうち、金沢市税賦課徴収条例第35条の7第1項の改正規定中「及び第8項」  
を「、第8項及び第10項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」  
に改め、同改正規定(同条第7項に係る部分に限る。)中「次項」の次に「及び第9  
項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定(同条第9項に係る  
部分に限る。)中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次の  
ように加える。

10 第7項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手  
続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項  
の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、  
同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたと  
きは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適  
用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署  
長に提出した第7項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の  
却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出  
期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した  
場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とす  
る。

11 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けること  
が必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規  
則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開  
始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

12 第10項の規定の適用を受けている内国法人は、第7項の申告につき第10項の規定の  
適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記  
載した届出書を市長に提出しなければならない。

13 第10項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処  
分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった  
日の翌日以後の第10項前段の期間内に行う第7項の申告については、第10項前段の規  
定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受け  
たときは、この限りでない。

14 第10項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第12項の届出書の提出又は  
法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用  
する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった  
日の翌日以後の第10項後段の期間内に行う第7項の申告については、第10項後段の規  
定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出



したときは、この限りでない。

附則第1条第5号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第3項中「第9項」を「第14項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7条の規定 令和元年10月1日

(2) 第2条のうち金沢市税賦課徴収条例第32条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正規定並びに第32条の3の2、第32条の3の3及び第32条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和2年1月1日

(3) 第3条中金沢市税賦課徴収条例第19条の改正規定及び附則第4条の規定 令和3年1月1日

(4) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第8条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第30条の7第1項及び附則第8条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第30条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第8条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第5号）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の金沢市税賦課徴収条例附則第8条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

- 3 新条例附則第8条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和元年6月1日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。
- 第3条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例（次項及び第3項において「令和2年新条例」という。）第32条の2第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。
- 2 令和2年新条例第32条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき金沢市税賦課徴収条例第32条の2第1項に規定する給与について提出する令和2年新条例第32条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 令和2年新条例第32条の3の3第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第7号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する令和2年新条例第32条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。
- 第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例第19条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。  
（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）
- 第5条 新条例附則第9条の2第10項の規定は、令和2年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。  
（軽自動車税に関する経過措置）
- 第6条 平成30年度分までの軽自動車税については、新条例附則第19条の3の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。
- 第8条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

金沢市長 山 野 之 義

**◎金沢市条例第6号**

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部を改正する条例

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例（平成28年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「第10条第8項第5号」を「第10条第7項第6号」に、「第42条の4第8項第6号」を「第42条の4第8項第7号」に、「第68条の9第8項第5号」を「第68条の9第8項第6号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

金沢市長 山 野 之 義

**◎金沢市条例第7号**

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第118号の項中「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

---

金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

金沢市長 山 野 之 義

**◎金沢市条例第8号**

金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第9号

金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が相当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第17条第2項第4号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「。附則第2条第2項において同じ」を削る。

第38条第2号中「(平成24年法律第65号)」を削る。

第46条中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が相当と認めるもの(以下「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条第2項中「(第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「第7条本文」を「第7条第1項本文」に、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第10号

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例

金沢市火災予防条例（昭和37年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

令和元年(2019年)6月28日 印刷  
令和元年(2019年)6月28日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄